

令和 7 年 5 月 3 0 日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）第 2 1 条の 2 7 第 2 項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（ 1 ） 変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
難波法人第一部	大阪府大阪市中央区難波 4-4-1	大阪府大阪市浪速区難波中 1-6-8	令和 7 年 5 月 12 日
難波法人第二部	大阪府大阪市中央区難波 4-4-1	大阪府大阪市浪速区難波中 1-6-8	令和 7 年 5 月 12 日
福岡法人第一部	福岡県福岡市中央区天神 1-13-1	福岡県福岡市中央区天神 1-11-1	令和 7 年 5 月 12 日
福岡法人第二部	福岡県福岡市中央区天神 1-13-1	福岡県福岡市中央区天神 1-11-1	令和 7 年 5 月 12 日

（ 2 ） 変更の理由

営業所の移転のため